

## 自主防災訓練報償金交付要綱

### (総則)

第1条 市民生活の安全の向上を図るため、自主防災訓練を実施する団体に対して支給する自主防災訓練報償金（以下「報償金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

### (支給対象団体)

第2条 報償金の支給対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 地域の防災組織として、町内会又は自治会が自主的に結成した団体（以下「自主防災組織」という。）として横須賀市に届け出た団体。
- (2) 横須賀市自主防災組織連絡協議会のうち、構成する町内会及び自治会の承認を得て、地域の防災連合組織として自主的に結成した連合団体（以下「地区自主防災組織連絡協議会」という。）として横須賀市に届け出た団体。

### (支給対象訓練)

第3条 報償金を支給する自主防災訓練は、次に掲げる訓練とする。

- (1) 初期対応訓練
- (2) 集団避難訓練
- (3) 津波避難訓練
- (4) 初期消火訓練
- (5) 救急救護訓練
- (6) 救出訓練
- (7) 防災資機材取扱訓練
- (8) 給食訓練
- (9) 給水訓練
- (10) 避難所運営訓練
- (11) 図上訓練
- (12) イベント訓練
- (13) その他市長が前各号に準ずると認める訓練

## （報償金）

- 第4条 報償金は、前条に掲げる訓練を実施した自主防災組織又は地区自主防災組織連絡協議会に支給する。
- 2 報償金の額は、予算の範囲内において、当該訓練に参加した人数に200円を乗じて得た額とする。
  - 3 前項に規定する額のほか、市長は、自主防災組織又は地区自主防災組織連絡協議会が消防職員その他の職員から指導を受けずに当該訓練を実施した場合は、予算の範囲内において、当該訓練に参加した人数に100円を乗じて得た額を報償金として支給するものとする。
  - 4 前項に規定する消防職員その他の職員から指導を受けずに当該訓練を実施した場合は、前条に掲げる訓練を複数同時に行った場合において、その全て又はいずれかを消防職員その他の職員から指導を受けずに訓練を実施したときをいうものとする。
  - 5 報償金は、40,000円（前項の報償金を支給する場合は60,000円）を上限とする。
  - 6 報償金は、当該訓練が運動会、祭事等、他の行事の中で実施された場合は、支給しない。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年8月31日までの間に改正前の自主防災訓練報償金交付要綱第3条第1号に掲げる総合訓練の計画を提出した自主防災組織に対する報償金の支給については、改正後の自主防災訓練報償金交付要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。